

## 第2期苫小牧市地域福祉計画（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

- 意見提出期間 平成27年12月16日（水） ～ 平成28年1月14日（木） （30日間）
- 意見提出人数 6人（連名提出を含む）
- 提出意見件数 14件
- 提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 12項目

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。

「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。

社会福祉法 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める「苫小牧市地域福祉計画」を策定するにあたり、市民の皆さまから素案に対するご意見を募集しました。

その結果、6名の方からご意見をいただきました。ご意見の要旨ごとに市の考え方を取りまとめましたので報告いたします。貴重なご意見をお寄せくださりましてありがとうございました。

苫小牧市福祉部 総合福祉課

項目 1 記載内容に関すること

項目 No.	提出人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 独居世帯、夫婦のみ世帯、高齢者同居世帯の推移のデータを記載してはどうか。	平成 27 年国勢調査の世帯の居住状況に関する調査結果データが本計画の策定に間に合わないことから、本計画については住民基本台帳の抽出データを基本とし、少子高齢化の現状や年齢構成割合、地域ごとの年齢層の偏りの現状などを記載しています。	C

項目2 人材育成に関すること

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
2	1	(原文・ <b>整理要約</b> 有・ <b>無</b> ) 地域での各種福祉活動の担い手づくりと介護の人材確保対策の介護人材育成の双方について関連性を持たせることを具体的に位置づけてはどうか。	重点テーマに掲げた人材の育成については、介護分野をはじめ、高齢や心身の障がい、病気や怪我など様々な事由によって手助けを必要としている方を支援する福祉の担い手としています。	B
3	1	(原文・ <b>整理要約</b> 有・ <b>無</b> ) 町内会の担い手づくりのため、ボランティア研修参加者の名簿を本人了承の上で町内会に提出してはどうか。また、町内会活動の参加呼びかけをしてはどうか。	町内会活動の活性化に向けては、住民相互の連携はもとより、行政・事業所・企業など幅広い連携や協力が求められるものと考えています。そのため、町内会連合会と連携を図り、様々な機会を捉え町内会活動への参加を呼びかけるための取組などについて検討してまいります。	B

項目3 市の取り組みに関すること

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
4	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 虐待防止の取り組みが、高齢者・障がい者・児童と3つの課に別れているが統合できないか。	市では担当課がそれぞれの役割分担のもと業務を行っておりますが、相互の連携や情報共有の強化は必要と考えています。 平成27年4月には総合福祉課を設置し、市民の福祉相談窓口の一本化を図ったことで、相談内容に応じてよりスムーズに担当課へつなぐことが出来るようになりました。今後も庁内や関係機関の連携強化を図ってまいります。	B
5	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 町内会活動のマンネリ化や参加者減少を防ぎ、新たな活動の発掘が出来るよう支援員(アドバイザー)の派遣を検討したらどうか。	町内会活動は地域福祉をはじめ防犯、防災、生活環境、青少年育成など活動が多岐に渡り、それぞれの地域特性なども勘案する必要があると考えています。 そのため、ご提案いただいた町内会が直面する課題の解決や活動の活性化に向けて、町内会との意見交換や庁内での検討を行い、今後の町内会活動の支援に向けて取り組んでまいります。	B

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
6	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 行政からの福祉情報を町内会の会報にそのまま掲載出来るよう、各町内会へデータで提供することで町内会の会報の充実化につながるのではないかと。	市の情報提供については、それぞれの町内会において対応が異なることから、一般的な通知文書で行っております。今後は、各町内会からのご意見なども伺いながら、情報提供の方法など庁内で調整を図りたいと考えております。	C
7	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 健康増進に向けて、交流の場の設立や散策路の整備、散策路沿いの運動プレートの設置などを進めてはどうか	市内の散策路については、「木もれびの道」「そよ風と遊ぶ道」「風おとの道」など整備を進めており、休憩や交流が出来るようベンチなどが設置されています。 また、公益財団法人北海道健康づくり財団が健康運動を推進するための環境整備としてウォーキング用ロードのコース認定を行っており、平成26年9月1日付で「緑ヶ丘公園（金太郎の池周辺）」「木もれびの道」の2コースが認定されました。 このことは、ウォーキングを活用した市民の健康増進のきっかけづくりになるものと考えております。	B

項目4 取組内容に関すること

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
8	1	(原文・ <b>整理要約</b> 有・ <b>無</b> ) 後期高齢者の増加に伴う見守り活動や安否確認支援の充実にどのように取り組んでいくのか。	社会福祉協議会で行っている乳酸飲料の配布事業や給食サービスなどの見守り活動、民生委員・児童委員、町内会などによる地域支援活動(計画 P24～26)、市の相談員からの電話による安否確認(ふれあいコール)やふれあい収集など、さまざまな方法で見守りや安否確認支援を行ってまいります。	<b>B</b>
9	1	(原文・ <b>整理要約</b> 有・ <b>無</b> ) 地域の支えあい、助け合い等の活性化を促す仕組みづくりを示してほしい。	計画 P70～P71 に記載された、事業所との協働による地域の見守り活動や住民同士による支えあい・助け合いの仕組みづくりなどを進めてまいります。	<b>B</b>
10	1	(原文・ <b>整理要約</b> 有・ <b>無</b> ) 地域ニーズの把握と要望事項に沿った活動の展開はどう図るのか。	計画の策定にあたり、市民ニーズを把握するための市民アンケート調査(計画 P27～P34)や懇談会(計画 P40)を実施しました。 今後も、地域の実態やニーズを踏まえながら計画の進捗状況や計画の見直しを行うため、町内会やサロン等に対する活動実態調査などの機会を捉え、地域ニーズの把握に努めてまいります。	<b>B</b>

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
11	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>あんしん生活サポート事業の中に「有償ボランティア事業」等、地域住民がサービス提供者として参加できる新たなサービス資源の開発を位置付けるべきではないか。</p>	<p>社会福祉協議会が実施しているあんしん生活サポート事業は、住民同士が無理のない範囲で見守りや簡単なお手伝いを行うなど、地域の中で困っている人をサポートする仕組みづくりを進めていく事業となっており、いただいた御意見も参考としながら地域福祉の充実に努めてまいりたいと考えています。</p>	C
12	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>生活保護の身寄りがない方が利用できる金銭管理や身の周りの支援などの仕組みを作って欲しい。</p> <p>生活保護以外でも家族関係の希薄や身寄りが無い等の理由により在宅・施設・病院などの場面で、金銭管理・身の回りの世話・契約行為などに苦慮することがある。当事者の権利を守るため官民協力・協働で支援するルールや仕組みを作れるような機会を作って欲しい。</p>	<p>計画P58に記載している社会福祉協議会「日常生活自立支援事業」は、認知症等により判断能力が低下していても簡単な契約が可能な人を対象として</p> <p>①福祉サービスの利用援助（契約内容の説明・署名の代行） ②日常金銭管理 ③通帳・印鑑などの預かりサービス を行う事業です。</p> <p>なお、判断能力が低下した人に対しては、成年後見制度の利用に向けた支援が出来るよう、平成28年5月からの成年後見支援センターの設置に向けて、準備を進めています。</p> <p>また、身の回りの支援や住みやすい地域づくりには市民相互の助け合い（互助）が必要であると考えておりますので、福祉施策の充実と併せ、地域での支えあいのしくみづくりを進めてまいります。</p>	B